

平成 22 年 6 月 29 日

独立行政法人 日本学術振興会

理事長 小野 元之 殿

独立行政法人 日本学術振興会

監事 會田 勝美

監事 京藤 倫

## 平成 21 年度監事監査結果報告書

独立行政法人 日本学術振興会（以下「振興会」という。）の平成 21 年度における業務執行状況及び会計・経理の執行状況について、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項の規定に基づき監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

## 1 総括的監査意見

## 1 業務執行状況について

役員会、各種委員会・審査会、学術システム研究センター主任研究員会議等に参加し、振興会全体の運営及び各部の業務の執行状況を拝見した結果、振興会の設置目的及び法令等の定めに従って、運営及び業務は全体として適切に執行されているものと認められる。また、人件費の制約がある中で、業務の合理化と効率的な運営を進めることにより増大する業務に対処しており、その努力は高く評価される。

## (内部統制について)

月 2 回開催される役員会に課長以上の幹部職員を全員陪席させており、これにより運営方針や事業運営をはじめとした内部統制に関わる内容が組織内全職員に周知されている。また、監事も本役員会に毎回出席し、理事長のマネジメントに対し意見を述べることを通じて、理事長との円滑なコミュニケーションを図ることができており、内部統制は十分機能しているものと思料される。

## 2 会計・経理の執行状況について

会計・経理の執行状況については、法令及び独立行政法人会計基準の定めに従って適切に処理されており、法人単位、一般勘定、特別勘定の財務諸表及び決算報告書は、帳簿及び証憑書類の記載金額と一致し、収支状況を正しく示しているものと認める。

会計業務については、監査法人とのアドバイザー契約に基づいて指導・助言を受け（別紙 1）、適正な処理がなされていることは評価される。なお本年度、利益剰余金の発生も

見られるが、これは過年度支出の運営費交付金事業費の返還などによるものであり、事業執行上やむを得ないものと判断される。

#### (実物資産について)

本会においては、そもそも土地、建物は保有していないことから、全体として不要・過大な資産の保有は見られない。事務室は、全て民間からの貸借物件に入居しており（海外研究連絡センターも同様）、これらについては、事業執行上必要なものであり、適正なものであると判断される。

#### (法定外福利費について)

昨年の総務省2次評価において指摘を受けた法定外福利費について、本会が唯一該当した永年勤続者に対する記念品への法人からの支出に関しては、国家公務員や国立大学職員等に対しても同様の支出が行われている状況を踏まえると、特段の不合理性は認められないが、今後、国家公務員等の状況が変化した際には、本会においても改めて検討する必要があると思料される。

### 3 給与水準について

給与水準については平成15年度より毎年度引き下げの努力が続けられている。国家公務員指数は平成15年度の125.6から平成19年度は119.0に、平成20年度は117.2に引き下げられた。これは地域・学歴勘案の指数ではそれぞれ104.7、102.7となる。

なお管理職手当については、国と異なり定率制を採用しているが、本会の職員構成上、現状においては定額制より総人件費抑制効果が高いとの観点から従前の方式を継承しているものであり、妥当なものと判断できる。また総人件費抑制のためには、業務委託など人件費の更なる経費化が必要と思料される。これらを含め、本会の給与は概ね適正な水準に見直されており、総人件費改革に向けた取り組みが着実に進められていると思料される。

### 4 自己点検及び自己評価について

中期計画や年次計画の実施状況については、毎年度、自己点検・評価を実施し、外部評価委員会の評価を受けて次年度以降の業務の改善に生かす体制をとっている。

平成21年度は、まず本会が果たすべき6項目の役割（学術の特性に配慮した制度運営、学術研究の推進、若手研究者の養成、学術の国際交流を通じた国際競争力の強化、審査・評価機能の活用、平成21年度補正予算に係る業務）について、次いで具体的事業に関しては、総合的事項（1）学術の特性に配慮した制度運営、2）業務運営に関する事項）、学術の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究の実施、学術の社会的連携・協力の推進、国の助成事業に関する審査・評価の実施、調査・研究の実施、広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用、附帯業務、平成21年度補正予算（第1号）に係る業務、業務運営の効率化、人事に関する計画、人件費に関する指標など、計15項目、合計21項目について、詳細に自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の結果は高い水準（項目数21に対して、S評価10項目、A評価11項目、B及びC評価0項目）にあるが、それぞれの項目に対する自己評価結果は監事の評価とほぼ合致しており、適正な自己評価であると認める。

## II 重点監査項目について

本年度は重点監査項目として当初、「随意契約の実態調査について」と「検収体制について」の2項目をあげたが、平成21年11月17日付けの閣議決定により、各独立行政法人に契約監視委員会の設置が義務づけられ、まず平成20年度の随意契約の実態調査と見直し（「真にやむを得ないもの」を除いて、一般競争入札への移行をはかること）、及び一者応札への対応、引き続き平成21年度の実態調査と見直しが課せられたことから、今年度は「随意契約の実態調査について」（別紙2）に専念することにした。なお平成20年度の随意契約の実態調査と見直し計画と平成21年度の実態調査と見直し計画については、既に報告したので、ここでは割愛する（参考のため別紙3と別紙4を添付）。

委員会では、「真にやむを得ないもの」として、どのような業務が随意契約に該当するのかにについて議論し、当面下記のものに該当すると判定した。

- (a) 清掃業務（理由：貸事務所のオーナーにより清掃業者が指定されているため）、倉庫の賃貸（理由：入札により保管場所が変わると、新たに保管物の移動経費が発生するため）、職員の健康診断（理由：これまでの健康診断結果が累積されているため）
- (b) 皇族のご臨席をいただける会議・授賞式等のための会場借り上げ等（理由：セキュリティを確保する必要があるため）
- (c) 科学研究費補助金事業に係る電子申請・審査システム等のカスタマイズ一式（理由：ソフトの著作権を最初のシステム構築者が所有しているため）

(a)～(c)以外の随意契約については、平成22年度以降一般競争入札に移行すべきと判断した。ただし(c)については随意契約件数が多く、また契約総額も高額となるため、今後一般競争入札への移行の可能性については、電子システム更新を踏まえて検討する必要がある。その際は、①著作権を買い取る、②別システムを作り直す、③独自システムを持たずe-Rad（府省共通研究開発システム）を利用する等について、初期投資並びにランニングコストのパフォーマンスも踏まえて検討すべきである。

なお、現状の電子システム構成では、当面は随意契約とせざるを得ないことから、振興会において利用している電子システム全体像とその中における電子申請・審査システム等の位置づけについて（別紙5）、関係者に周知をはかること等により随意契約件数やその総額を減少させる検討をする必要がある。

## III 今後、改善又は検討を希望する事項

### 1 事業仕分けの結果について

行政刷新会議により、平成21年11月に事業仕分けが行われ、振興会の事業のうち若干が削減対象となり平成22年度予算が削減された。これについては事業の必要性を強く訴えることにより平成23年度予算獲得へ向けて努力していただきたい。

昨年の事業仕分けに引き続き、平成22年4月23日より28日までの4日間、104の独立行政法人のうち47法人の151事業について、事業仕分けが行われた。今回は、振興会の事業のうち、(1)学術の振興に関する調査及び研究（学術システム研究センター）と(2)科学研究費補助金とがその対象となり、4月26日に事業仕分けが行われた。その結果、学術の振興に関する調査及び研究（学術システム研究センター）については、ガバナンス・透明性

の強化に努めることを前提に当該法人が実施、科学研究費補助金については、ガバナンスの強化(他機関との協調、コスト削減、独立性強化を図るべき)と判定された。

学術システム研究センター及び科学研究費補助金については、その重要性は理解されたものとする。学術システム研究センターの「学術の振興に関する調査及び研究経費」については、平成 22 年度から管理運営費を間接経費とする改善を独自にはかかったところであるが、調査及び研究経費の額や名称も含めて関係者による更なる見直し・検討が望まれる。また研究員への謝金額の算定根拠が不透明との指摘があったが、これについては研究員の業務の実態に基づいた見直しをお願いしたい。学術システム研究センターが設置されてから 7 年が経過したことから、「研究員の在り方」についても再考すべき時期に来ているものと思料される。

科学研究費補助金については、文部科学省から振興会に移行が進みつつあるが、その途上にあるためか、現状の複雑性が指摘された。科学研究費補助金における文部科学省と振興会との将来における役割分担については、関係者による慎重な議論が必要であろう。振興会の保持する科学研究費補助金の審査委員データベースについては、他機関も含めた有効利用を促すべきとの意見があったが、現状のクローズドシステムの共用をはかることは、当該データベースが科学研究費補助金の審査に特化したデータベースであること、さらに多くの個人情報が含まれることなどから、慎重な対応が望まれる。これまで当該データベースに掲載される対象者は徐々に拡大され、振興会における審査委員選考作業が公正かつスムーズに行われるよう漸次改善が施されるとともに、情報セキュリティの確保に配慮して活用されていることはむしろ評価されるべきである。なお科学研究費補助金の採択者情報は、振興会からのデータに基づき国立情報学研究所の KAKEN (科学研究費補助金データベース) として公開されており、他機関における審査委員選考にも既に活用可能となっていることを付言する。

なお事業仕分けとは異なるが、会計検査院により科学研究費補助金に係る研究成果報告書の未提出者の存在が指摘されたことは残念である。その責は、第一義的には研究代表者とその所属機関が負うべきと考えるが、本会の担当者にも更なる業務改善をお願いしたい。

## 2 基金管理について

平成 21 年度補正予算において、振興会に先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成に係る「先端研究助成基金」1,500 億円が造成された。このうち、1,000 億円で「最先端研究開発支援プログラム」、500 億円で「最先端・次世代研究開発支援プログラム」が実施されることになった。また振興会は、平成 21 年度補正予算により交付された補助金 76 億円により研究者海外派遣基金を設置し、若手研究者海外派遣事業を実施することになった。本事業として「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム【組織支援型】」と「優秀若手研究者海外派遣事業【個人支援型】」が設定された。

特に先端研究助成基金事業に要する管理運営費については、先端研究助成基金 1500 億円の運用益をもって充てるとされていることから、必要とされる管理運営費を支出した上で剰余金が出る程度の運用益を出すことが、運用担当者には要求される。このような数年にわたる基金の管理は振興会にとって初めての業務であることから、基金の適正な運用・管理を行うため基金管理委員会が設置され、機能していることは評価できる。

### 3 管理部門の強化について

振興会の事業の拡大、例えば文部科学省から振興会への科学研究費補助金の移行拡大、基金の新設、国際交流事業の拡大、博士課程大学院生を対象とした育志賞の創設など、さらに随意契約の一般競争入札への移行促進により、事業部門ばかりでなく、管理部門の業務が増大している。とくに少額随意契約の基準額が平成 18 年度の 500 万円未満から平成 19 年度に 250 万円未満に半減したことにより競争入札による契約実績件数が増加した（平成 18 年度：一般競争入札 6 件、随意契約 26 件、平成 19 年度：一般競争入札 61 件、随意契約 107 件、平成 20 年度：一般競争入札 82 件、随意契約 83 件）。これに加えて、契約規則の一部改正に伴い予定価格調書の作成、契約書の作成と契約、検査調書の作成の基準額の引き下げに伴う事務量の増加、さらに仕様策定委員会等の設置の事務処理の増加も生じた。詳細は別紙 6 を参照されたい。さらに契約監視委員会による更なる一般競争入札への移行促進の判定もあり、とくに契約関係の更なる業務増大が生じるものと懸念される。また主に基金の新設に伴う職員数の増加（平成 20 年度 102 人から平成 21 年度 127 人）により人事管理業務も増加している。これらの状況から、担当職員の増員を含めた管理部門の強化が喫緊の課題となっており、早期の対応が求められる。

経理・契約事務に関しては、これまでは会計監査法人とのアドバイザリー契約により指導・助言を受けてきたが、基金の新設により事業規模が拡大し、平成 22 年度からは法定の会計監査を受けなくてはならなくなる。新規契約に際し、会計監査法人からの例えば週 1 日程度の専門家の派遣も、正規職員の増員が難しいならば、検討に値するであろう。

内部統制の観点から、振興会の業務拡大に伴い、なんらかの方策により管理部門を強化することは喫緊の課題であり、この分野の強化をはかれないと不測の事態を生じかねない可能性があることを、監事として指摘しておきたい。

### 4 その他

契約監視委員会における審議の結果、随意契約から一般競争入札に移行すべきものが増えた。その結果、それぞれの事業の担当課が中心となって一般競争入札における仕様書策定もしなければならなくなった。従って、今後、一般競争入札業務にこれまで不慣れであった職員も関わらざるを得なくなることから、入札業務に関して守らなくてはならないこと等についての基本的知識の共有が必要と考えられる。これについては専門家による研修を実施する必要がある。

本会では平成 15 年 10 月に役職員倫理規定が制定され、毎年度当初には各職員に「振興会職員の心得」が配布され、その中で「法令・規程の遵守」の必要性が述べられている。また初任者研修においても、同様な指摘に加えて、「情報セキュリティ」、「職員のメンタルヘルス」等の研修がなされていることは評価できるが、さらに「見える化」の観点から、振興会としてのコンプライアンスポリシー等の開示が望まれる。

振興会には、特定公益増進法人としての寄付金受入制度があり、これまでも種々寄付金を受け入れてきたが、今後、振興会の活動の更なる発展をはかるうえからも、寄付金増を目指した取り組みが望まれる。